

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 被処分者及び処分内容

市立ひらかた病院 事務局 経営企画課	課長 57 歳	:	戒告
市立ひらかた病院 事務局	次長 55 歳	:	厳重注意（管理監督責任）
市立ひらかた病院 事務局	局長 60 歳	:	厳重注意（管理監督責任）

2. 処分日

令和 7 年 3 月 18 日

3. 事案の概要

被処分者は、課長という立場にありながら、職場内における独り言や電話、また部下との雑談などの際に、周囲の職員が容易に聞くことができる大きな声で、粗暴な言葉や職場の批判など、著しく不適切な発言を日常的に行っていました。

今回当該職員が行った行為は、職員の円滑な業務の遂行に支障を生じさせるだけでなく、モチベーションの低下に繋がりがねない、職場の秩序を乱す行為であることから、その非違性に鑑み地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分として「戒告」としました。

また、これらの行為が職場内であったことから、部下を管理監督する立場でありながら、必要な指導が徹底できていなかったことが今回のような事態を招いたとして、課長を管理する立場にあった事務局長及び事務局次長を「厳重注意」としました。

問い合わせ：市立ひらかた病院 事務局総務課
電話 072-847-2821（内 3639）